

厚生書記官 武島 一義
公衆衛生院長 林 春雄

關屋貞三郎

古屋芳雄

永井 亨

井上雅二

以上

農村人口移動調査

本研究所に於ては事變下人口問題研究上の必要に應ずるため今回農村人口移動調査を施行することとなつたが、其の調査要綱を掲ぐれば次の如くである。

農村人口移動調査要綱

一、調査の目的

今次事變に伴ふ農村人口の股賑産業其他への移動状況を調査し、人口分布の變化、農村人口構成の變化、農業勞力の變化等を明かならしむると共に、工業勞働強化が勞働者の保健狀況に及ぼせる影響を調査せんとす

二、調査の客體

- (一) 昭和十五年九月一日調査村各戸の現住家族員(入營者、應召者及一時出稼其他に依る一時的不在者は自宅に在る者と看做す)
- (二) 昭和十五年九月一日に於ける自村外より來住の同居人
- (三) 昭和十五年九月一日自宅外に在る家族員(遊學中の者及自村外の他家へ入籍の者を含む)

- (四) 昭和十二年首以降昭和十五年九月一日迄に死

亡せる家族員

三、調査の事項

- (一) 調査村各戸に現住する家族員及自村外より來住の同居人に付ては

1 氏名

2 家族上の地位

3 男女の別

4 出生の年月

5 配偶の關係

6 教育程度

7 出生地

8 入村の年月(昭和十二年一月以前の場合は記入を要せず、又昭和十二年一月以降の出生者も本欄の記入を要せず)

9 入村前の住居地(同上)

10 現職業

(イ) 職業の種類

(ロ) 従業の場所

(ハ) 就職年月

11 昭和十二年首以降に退職せる前職業(現職業と同種類のものなるときも従業場所の異なる場合は調査す)

(イ) 職業の種類

(ロ) 従業の場所

(ハ) 就職年月

(ニ) 退職年月

(ホ) 退職の事由

尚、戸主に付ては其の主なる職業が農業なる場合、耕作面積(五段未満、五段以上、二町未満、

二町以上)及地主の區別を調査す。

- (二) 自宅外に在る家族員(遊學中の者及自村外の他家へ入籍の者を含む)に付ては

1 氏名

2 家族上の地位

3 男女の別

4 出生の年月

5 配偶の關係

6 教育程度

7 出生地

8 離村の年月

9 現在の住居地

10 職業

11 離村の事由

12 前職あらば其の職業(昭和十二年首以降退職のものに限る)

13 退職の事由

- (三) 昭和十二年首以降昭和十五年九月一日迄に死亡せる家族員に付ては

1 氏名

2 家族上の地位

3 男女の別

4 出生の年月

5 配偶の關係

6 教育程度

7 出生地

8 發病年月

9 發病當時の職業

10 發病當時の住居地



農 村 人 口 移 動 調 査 票

昭和十五年九月一日現在

農林省農務局農務課農務調査課農務調査係

調査票

住所	(一) 現在ノ居住地														町 段
	氏名	性別	出生年月	婚姻	教育程度	出生地	入村年月	仕入村前ノ地	現在ノ職業	耕作面積	死亡年月	死亡地	死亡原因	備考	
...

裏面ノ記入ノ注意ヲヨク讀ムベシトシテ下サイ。

人口問題研究所

厚生省

記入上ノ注意

◎記入者ニツイテ

一、調査票ハ戸主又ハソノ代人ガ登記ノ記入上ノ注意事項ヲヨク讀シテ記入シテ下サイ。

◎記入ニ當リ注意スベキ點

一、文字ハ明瞭ニ、成ル可ク墨又ハ青インキヲ記入シテ下サイ。

◎記入サレタル者ノ範圍

一、本調査ヲ調査サレル者ハ自宅ニ在リト答トシテ聞ハズ、又生者セルト答トシテ聞ハズ、家族員ノ全部ト自宅ニ在ル自村外ヨリ來住ノ同居人トテアリマス。家族員ト云フハ現在ノ戸主ノ戸籍内ニ在ル者及、曾ツテ在リタル者(但シ自村内ノ他家へ入籍セル者ヲ除ク)ヲ指シマス。

二、コノ調査票ハ此ノ家族員及同居人ヲ「自宅」ニ在ル家族員及同居人(自宅ニ在ル者)ト「自宅外」ニ在ル家族員ト「昭和十二年一月一日以降ニ死亡セル家族員」ト「三項合」ニ分ケテ記入スルベシデス。

イ、「自宅」ニ在ル者中「自宅」ニ在ル家族員ニツイテハ、昭和十五年九月一日午前零時ニ自宅ニ在ル家族員ノ全部ヲ記入スルコトニナリマス。從ツテソノ時間前ニ死亡セル家族員及ハソノ時間後ニ生シテ入籍者、應召者、季節的ニ農務ヲ離レテ職業ニ従事スル方、一定期間後ニハ歸郷スル豫定ノ者及歸郷當時旅行等ノタメニ一時的ニ不在ノ者ハ「自宅」ニ在ルモノトシテ、コノ欄ニ記入スルベシデス。家族員デアツテモ、當時自宅外ニ居住シ、調査票日個々別ニセル者ハ「自宅外」ニ在ル家族員ノ欄ニ記入シ、コノ欄ニ記入シテハナリマセン。但シ病氣ヨリ歸郷シタルモノニ限リ、滞在期間ノ長短ニ拘ラズ「自宅」ニ在ル者ノ欄ニ記入シテ下サイ。

ロ、「自宅」ニ在ル者中「自村外」ヨリ來住ノ同居人デ、昭和十五年九月一日午前零時ニ「自宅」ニ居ル者ヲ記入スルコトニナリマス。從ツテソノ時間前ヨリ同居人又ハソノ時間後ニ來リタル同居人記

入シナイノデス。

一時的ノ來客ハ同居人デアリマセンカヲ記入スルベシデス。同居人デアツテモ、自村ノ者ハ記入シテハナリマセン。

ハ、「自宅外」ニ在ル家族員ニ付テハ自村ニ居ル者デモ、他村又ハ他地方ニ居ル者デモ全部ヲ記入スルコトニナリマス。從ツテコノ欄ニ記入スル者ハ現在ノ戸主ノ戸籍内ニ在ル家族員デ自村内他家ニ在ル者(例ハ、自村内他家ニ住込ミ歸郷ノ者)、同ジク自村外ニ在ル者(例ハ、自宅ヲ離レテ他村中ノ者)及曾ツテ現在ノ戸主ノ戸籍内ニ在リタル方、今ハ自村外ノ他家へ入籍シテ居ル者デアリマス。

ニ、「昭和十二年一月一日以降ニ死亡セル家族員」ニ付テハ、職業年輪ニ關係ナク、昭和十二年一月一日以降昭和十五年九月一日迄ニ死亡セル家族員ノ全部ヲ記入スルコトニナリマス。自村外ノ他家ニ入籍シテモ、曾ツテ現在ノ戸主ノ戸籍内ニ在リタル者モ記入スルコトニナリマス。但シ自村内ノ他家へ入籍シタル者ヲ付テハ記入シテ下サイ。

◎婚姻ノ記入上ノ心得
一、婚姻前積
田畑ヲ耕作シテ居ル場合ニハ現ニ耕作シテ居ル田畑ノ種別別ヲ反米滿切切拾子何町何反ト記入シテ下サイ。

二、氏名
イ、未ダ命名ナイモノハ「名ツケズ」ト記入シテ下サイ。
ロ、氏名ノ明カデナイ者ハ「過稱」ヲ記入シテ下サイ。

三、家族上ノ地位
戸主又ハ長男、親家手與、作男、女中等ノ様ニ記入シテ下サイ。自村外ノ他家へ入籍セル者ノ家族上ノ地位ハ現在ノ戸主ノ戸籍内ニ在リタル地位ニ依リテ記入シテ下サイ。尙コノ場合ニハ入籍先ノ世帯ニ於テ家族上ノ地位ニ「扶養」ヲ附シテ記入シテ下サイ。

四、男女別
男ハ男、女ハ女ト記入シテ下サイ。
五、出生年月
イ、實際ニ生レタル年ヲ記入シテ下サイ。ロ、生レタル年不明ノ場合ニハ「滿何歳」ト記入シテ下サイ。

六、未婚、有偶、死別、離

別ノ別

終事トシテ身分ハ現在ノ事實ニヨリテ記入シテ下サイ。即チ未ダ結婚シテ居ルコトノ人ハ未婚、現ニ配偶者アル者ハ有偶、配偶者ト死別又ハ離別シテ現ニ單身ノ者ハ死別又ハ離別ト記入シテ下サイ。

但シ終事トシテ身分ト相違スルトキハ終事トシテ身分ヲ記シテ扶養ヲ附シテ戸籍上ノ身分ヲ書イテ下サイ。

七、教育程度
小學校卒業者ハ「小卒」、中學校、高等女學校卒業者ハ「中卒」、專門學校以上ノ卒業者ハ「高卒」ト記入シテ下サイ。學校卒業者又ハ修業者、卒業又ハ、修業シテ學校中退校程度ノ高イモノヲ記入シテ下サイ。檢定試験合格者ハ「ソノ資格相當ノ學校卒業」ト記入シテ下サイ。例ハ、中學校檢定試験合格者ハ「中卒」ト記入シテ下サイ。又高等小學校、青年學校、實業補助學校卒業者ハ「小卒」、乙種實業學校卒業者ハ「中卒」ト記入シテ下サイ。修業者ハ「ソノ修業程度」ト記入シテ下サイ。

八、出生地
イ、自村ニ出生シタル者ハ「自村」ト記入シテ下サイ。
ロ、同ノ縣内ノ他町村ニ出生シタル者ハ「他町村」ト記入シテ下サイ。同ノ縣内ノ市ニ出生シタル者ハ「市」ト記入シテ下サイ。
ハ、他府縣ニ出生シタル者ハ「何府縣何市町村」ト記入シテ下サイ。
ニ、内地外ニ出生シタル者(朝鮮、臺灣、樺太、滿洲、支那等)ノ如ク記入シテ下サイ。

九、入村年月及入村前ノ住居地
イ、昭和十一年十二月以前ヨリノ現在者ハ入村シタル年ヲ記入スルベシデス。但シ詳細ヲ知ラズ下サイ。
ロ、昭和十一年一月以降自村出生ノ者ハ記入スルベシデス。
ハ、昭和十一年一月以降入村シタル者ハ入村年月ヲ記入スルベシデス。但シ詳細ヲ知ラズ下サイ。

一〇、現在ノ職業
イ、職業ノ種類ハ本業ノミヲ記入シ、副業又ハ兼業ヲ記入シテ下サイ。尙國勢調査ノ場合ト同様、扶養又ハ職權ヲ用ヒナイデ、詳細ヲ記入シテ下サイ。例ハ、「職工」ト記入シナイデ、「何工場職工」ト記入シテ下サイ。

「農業」ト記入シナイデ、「農業自作」又ハ「農業自作」ヲ記シテ下サイ。
ロ、入籍中ノ者ハ應召中ノ者ハ記入スルベシデス。
ハ、「從業ノ場所」ハ「八」出生地ヲ記入スルベシデス。
ニ、「從業ノ場合」ハ「從業ノ場所」ヲ記入スルベシデス。尙昭和十一年十二月以前ヨリ農業ニ従事シテ居ル場合ニハ「就農年月」ヲ記入スルベシデス。

一、昭和十二年一月以降ニ退職セル職業
イ、現在ノ職業ト同様ノモノデアツテモ從業ノ場所ノ邊ヲトシテ記入シテ下サイ。
ロ、コ、デ「就農年月」ト云フハ昭和十二年一月以降ニ退職セル職業ニ從事シタル時ノ年月デス。
ハ、「退職ノ事由」ハ「病氣」、「大體」、「家庭ノ事情」、「結婚」等ノ様ニ記入シテ下サイ。

二、自村外ニ在ル家族員ノ欄中
イ、「離村ノ事由」ハ「結婚」等ノ様ニ記入セル者ハ「結婚」、養育等ノ様ニ記入セル者ハ「養育」、結婚等ノ様ニ記入セル者ハ「結婚」ト記入シテ下サイ。
ロ、「現在ノ住居地」ハ「八」出生地ヲ記入スルベシデス。
ハ、昭和十一年十二月以前ニ退職セル者ハ「退職前ノ職業」ニ從事シテ居ルモノ、ソノ退職前ノ職業ヲ記入スルベシデス。例ハ、「退職前ノ職業」ニ「職工」ト記入シテ居ルモノハ「職工」ト記入スルベシデス。但シ詳細ヲ知ラズ下サイ。

三、昭和十二年一月以降ニ死亡セル者ノ欄中
イ、病死以外ノ死亡者ハ「發病年月」、「發病當時ノ職業」及「發病當時ノ住居地」ヲ記入スルベシデス。
ロ、發病當時ニ職業ヲナカツタ者ハ「發病當時ノ職業」ニ「發病當時ノ職業」ト記入スルベシデス。但シ詳細ヲ知ラズ下サイ。
ハ、「發病當時ノ住居地」ハ「八」出生地」ト記入スルベシデス。

六七

11 その職業に従事し初めた年月

12 死亡の年月

13 死亡地

14 死因

四、調査の方法

別添の調査票(別掲)を農村の各戸に配布し、戸主又はその代人をして記入せしむ

五、調査の地域

岩手縣 (二村、内一村は岩手郡の内盛岡保健所擔當區域内の村)

山形縣 (二村、内一村は飽海郡の内酒田保健所擔當區域内の村)

埼玉縣 (三村、内二村は北埼玉郡の内忍保健所及北足立郡の内川口保健所擔當區域内の村)

千葉縣 (三村、内二村は君津郡の内木更津保健所及東葛飾郡の内松戸保健所擔當區域内の村)

新潟縣 (三村、内二村は中浦原郡の内新津保健所及西浦原郡の内巻保健所擔當區域内の村)

長野縣 (三村、内二村は小縣郡の内上田保健所及諏訪郡の内岡谷保健所擔當區域内の村)

岐阜縣 (三村、内一村は加茂郡の内太田保健所擔當區域内の村)

三重縣 (二村、桑名郡安濃郡)

愛媛縣 (三村、内二村は宇摩郡の内三島保健所及喜多郡の内大洲保健所擔當區域内の村)

鹿児島縣 (三村、内一村は薩摩郡の内川内保健所擔當區域内の村)

長崎縣 (三村、内一村は北松浦郡の内佐世保健所擔當區域内の村)

人口問題研究所研究報告會

本研究報告會の六月中に於ける研究報告題名及報告者は次の如くである。

第二十二回 日本人の經濟的生產年齢に就て

西野研究官 六月八日

第二十三回 出生率と婚姻年齢の關係に就て

岡崎研究官 六月十四日

第二十四回 フェーアチャイルド「人口の數と質」

北岡企畫部長 六月二十一日

第二十五回 農村社會學

北山研究官補 六月二十八日

昭和十五年度勞務動員計畫

企畫院に於て立案を急いでゐた昭和十五年度の綜合的勞務動員計畫は七月十六日の閣議に於て正式決定を見たが、昨昭和十四年度に比し益々累加しつゝある勞務需給の逼迫度に對應し必要勞務の確保について格段の措置が講ぜられてをり、軍需の充足、生産力擴充計畫の遂行、輸出の振興、國民生活必需の確保等に要する勞務の需給調整を根本とし、特に最近に於ける勞働力の生産性、勞務者の資質低下傾向の實情に鑑みて勞務の質的増強を主眼とする勞務配置の適正、能率の増進等に關する各般の統制運用方策も刷新整備せらるゝこととなつた。尙、本年度は内地に於ては農林、水産業

の勞務需給の計畫化も行はるゝこととなつたが、また朝鮮、臺灣、樺太、南洋群島等の外地についても夫々勞務需給の計畫的調整が實施せらるゝに到つてゐる。

先づ内地についてみるに農林、水産業を除く軍需産業、生産力擴充計畫産業及びその附帶産業、輸出及び必需品産業、運輸通信並に土木建築業に於ける需要増加及び減耗補充員數と、滿洲開拓民送出員數等を加へて男女計約百十五萬人と概定せられ、昨年比し多少の増加を見てゐる。

この新規需要數に對する勞務給源は (一)小學校新規卒業者を以て第一とし其の就職指導斡旋及び募集の統制が更に強化せられるが、(二)次に就職の意思を持ち乍ら未だ自己の職業を決定せざる未就業者、一定の職業を有せざる者を極力緊要産業に就職せしめる外、特に結婚前の女子にして就職可能な所謂女子無業者に對する適當職業への就職勧奨が行はれる。(三)また前年度に比しその數の増加の見込まれる物資動員、奢侈品製造禁止等の影響による離職者に對して積極的優先的就職の指導斡旋が行はれ、職業補導施設の擴充を俟ち之を時局産業へ轉職せしむる方策がとられる。

(四)勞務節減可能な業務より出る轉職者も從來の實績に見て勞務給源として見込まれてをり、本年三月より施行中の青少年雇入制限令の効果が期待されてゐる。(五)また農業より供出し得る勞務者も勞務給源として見込まれてをり、農村及事變發生以後應召又は時局産業への勞力供出等により多數の勞力が引き上げられてゐるにも拘らず本年度も相當數を茲に期待せざるを得ない事情にあり、その爲め勞力餘裕の緩急の度に